

令和7年度 下田市空き家等実態調査業務

特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、下田市（以下「発注者」という。）が委託発注する「令和7年度 下田市空き家等実態調査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、平成27年2月に施行された「空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」に基づく対策や措置法、平成28年度に実施した下田市空き家実態調査及び令和6年度実施の下田市空き家等実態調査を踏まえて、今後の本市の空き家に関する諸施策を検討し、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための新たな基礎データを作成することを目的とする。

(法令及び規程の準用)

第3条 本業務に準用する法令及び規則は次のとおりとする。

- (1) 空き家等対策の推進に関する特別措置法
- (2) その他の関連法規
- (3) 下田市関連条例等諸規則

(疑義)

第4条 本業務実施に当たり、本仕様書に定めのない事項等に疑義が生じた場合には、発注者と作業機関（以下「受注者」という。）で協議し、作業が円滑に進むよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

第5条 受注者は、本業務の処理を行う上で取得又は保持した個人情報の漏洩、滅失、改ざん及び棄損等を防止するため、次の各号の定めるところにより保護措置をとらなければならない。

- (1) 受注者は個人情報の保護の重要性を認識し、本業務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、下田市個人情報の保護に関する法律施行条例（平成4年12月20日条例第23号）及び下田市情報公開条例（平成28年3月18日条例第7号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- (2) 個人情報を取り扱う者を必要最低限の者に限定するとともに、アクセス制限等の措置により、他の者がその情報に触れることができないよう措置するとともに、取扱う従業員に対し、情報の適正な取扱いをするよう指導しなければならない。
- (3) 本業務の処理において知り得た個人情報は、発注者の承諾なくして方法のいかににか

わらず複製、複写してはならない。

- (4) 受注者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (5) 本業務に係る個人情報のデータ管理等について、その保管場所、方法等について発注者に報告し、万全の注意を払わなければならない。
- (6) 本業務完了後、本業務の処理において保有した個人情報は、発注者の指示により保管をするものを除き、一切の個人情報を全て抹消、焼却、切断等再生不可能な状態にして処分するものとし、その処分内容を発注者に報告しなければならない。

(資料の貸与及び返還)

第6条 発注者は本業務に必要な既存資料、図面等を受注者に貸与するものとし、受注者はその保管に十分配慮するものとする。また、本業務完了後は速やかに借用資料を返還するものとする。

(業務の内容)

第7条 本業務の作業内容は以下のとおりとする。

(1) 空き家等所有者意向調査

① 空き家等所有者特定

現地調査で把握した空き家等について、家屋図、家屋台帳、地番図、土地課税台帳、上水道使用量データ等をもとに、所有者を調査特定する。

② 空き家等所有者意向調査

空き家等の利用実態及び今後の利活用方法等を把握するため、前項で特定した所有者への意向調査を実施する。受注者は、調査準備（調査票作成、封筒印刷、封入、郵送手続、郵送費等含む）、調査結果の入力及び集計を行う。なお、意向調査の調査内容は、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

(2) 空き家等データベース作成

前項までに調査した結果を整理し位置情報を含む空き家データベースを作成する。

(3) 報告書の作成

本業務で取り組んだ業務の内容、成果、成果に関する所感等をまとめ、報告する。

(4) 打合せ協議

初回、中間及び最終の3回実施するものとする。

(業務実施体制)

第8条 受注者は、契約時に業務代理人及び主任技術者として各々定め発注者の承認を得るものとする。承認においては、業務代理人及び主任技術者の届出書及び、業務経歴書、資格証及び社員であることの証を添付するものとする。

【主任技術者】

本業務の適切な計画、実施を行うため、平成 27 年度以降自治体で空き家等調査の実績を有する者とする。

(成果品)

第9条 本業務の成果品は、下記のとおりとする。

- (1) 業務報告書 一式
 - (2) 空き家等のリスト 一式
 - (3) 上記データ 一式
 - (4) 空き家等 GIS データ (CSV 形式他) 一式
 - (5) その他関連資料 一式
- 2 発注者は、受注者が成果品の使用を終了するまでの間、成果品を発注者の自己責任において、空き家等情報管理の目的においてのみ、発注者の内部資料として使用することができるものとする。
- 3 受注者は、外観からの目視で空き家等の判定を行うため、成果品に含まれる情報の正確性、完全性を保証するものではなく、また成果品が発注者の特定の利用目的や要求を満たすことを保証するものではないものとする。また、受注者は、成果品について地形・道路の位置ずれ若しくは家・建物・敷地の大きさ等に表記上、内容上の誤りがあったとしても責任を負わないものとする。
- 4 成果品に関する受注者の責任は、検査不合格による取替え又は修正に限るものとする。

(その他)

第10条 本業務を遂行する上で特に有効又は必要な場合、発注者と受注者は書面にて協議し、本特記仕様書の内容を変更することができるものとする。

- 2 受注者は、この契約の履行上知り得た情報（出处等）、成果品の情報を、発注者の書面による事前の承諾がない限り、第三者に開示若しくは漏洩又は公表してはならないものとする。
- 3 本業務において、第三者から問合せ・苦情等を受けた場合、発注者及び受注者は相互に協力し、誠実にこれに対応するものとする。